

資料 第202回神戸市 環境影響評価審査会	No. 9
-----------------------------	----------

# 第201回審査会における委員意見に対する 事業者回答

令和5年6月

神戸市



## 1. 第201回審査会における委員意見に対する回答

第201回審査会における委員意見について、事業者の回答を以下にお示しします。

### 【委員からの意見①】

10. 1-35ページの表10. 1-29に長期平均濃度の評価結果が示されているが、二酸化窒素の最大着地濃度地点の日平均値の年間98%値は0.041ppmとかなり高い値となっている。このことから、工事最盛期を対象とした短期濃度の予測結果はより高い値になると考えられる。そのため、そのことを評価して、環境保全措置を検討することが必要なのではないか。

### 【事業者の回答①】

ご意見を踏まえ、建設機械の稼働に伴う排出ガスの影響について、短期濃度の予測・評価を追加するとともに、その結果を評価書に記載します。

なお、当該短期濃度の予測・評価結果は参考資料に示すとおりです。いずれの項目、地点においても環境保全目標値を下回りますが、排出ガス対策型建設機械の採用、建設機械の整備・点検、建設機械の取り扱いの教育・指導といった環境保全措置を実施し、当該影響の回避・低減に努めていきます。

また、事後調査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の追加・変更等の検討・実施を行い、十分な環境配慮に努めていきます。

### 【参考資料】建設機械の稼働に伴う排出ガスの短期濃度の予測・評価結果

表 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の評価結果（1時間値）

単位：ppm

予測地点	風向	寄与濃度 (A)	バックグラウンド 濃度 (B)	予測結果 (A+B)	環境保全 目標値
事業実施区域境界線上かつ近傍に住居が存在する地点	SSE	0.072	0.022	0.094	0.1~0.2 以下
最大着地濃度地点 (事業実施区域北側敷地境界)	SSE	0.099	0.022	0.12	

注1) 「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」（中央公害対策審議会昭和53年3月22日答申）に示される二酸化窒素の短期暴露指針値を環境保全目標値とした。

注2) 予測に用いた気象条件：風速1m/s、大気安定度D

表 建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の評価結果（1時間値）

単位：mg/m<sup>3</sup>

予測地点	風向	寄与濃度 (A)	バックグラウンド 濃度 (B)	予測結果 (A+B)	環境保全 目標値
事業実施区域境界線上かつ近傍に住居が存在する地点	SSE	0.0072	0.099	0.11	0.2 以下
最大着地濃度地点 (事業実施区域北側敷地境界)	SSE	0.010	0.099	0.11	

注1) 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）に示される浮遊粒子状物質の環境基準を環境保全目標値とした。

注2) 予測に用いた気象条件：風速1m/s、大気安定度D

**【委員からの意見②】**

P10.14-24では、工事中に交通容量比0.977となっており、1に近い値が出ている。1を辛うじて下回っている状態なので、これで十分なのか懸念がある。供用後の渋滞予測も含めて説明してほしい。

**【事業者の回答②】**

ご指摘の予測地点（神戸西IC南 断面B右折流入車線）については、藍那方面から三木方面に抜けるルートであり、本事業の工事関係車両及び施設関係車両の通行は想定しておりません。そのため、当該予測地点の断面B右折流入車線において、本事業の実施に伴う地域交通への影響はないと考えております。

なお、予測を行った全ての地点において、工事中及び供用後の交通容量比は1.0を下回っており、本事業の実施に伴う地域交通への影響は著しいものではないと考えておりますが、地域交通への影響を低減するため、工事関係車両の集中回避や進出事業者への運行管理の要請等の環境保全措置を実施することとしています。

また、事後調査を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の追加・変更等の検討・実施を行い、十分な環境配慮に努めていきます。